

あなんテレワーク推進センター利用規約

あなんテレワーク推進センターは、テレワークにチャレンジしたい人、テレワークを実践している人に向けた施設です。本規約は、本施設の利用について必要な事項を定めるものです。

第1条（利用目的）

1 登録者による利用（個人・団体）となります。

詳細は、<http://anan.child-rin-tokushima.com/teleworkhiroba/>を御参照ください。

（1）テレワーク相談（登録不要）

（2）コワーキング

2 施設利用は無料ですが、一部サービスを実費で提供しています（コピー機）。

第2条（利用時間等）

1 利用時間は、月・水・金曜日「午前10時から午後3時まで」となります（祝日・年末年始を除く。）。

2 利用時間には準備や後片付けを含みます。申込み時間内の利用を厳守し、退出時間が来たら速やかに退出してください。

第3条（免責及び損害賠償）

1 利用中の展示物及び利用者、来場者、受講者等が持ち込んだ物（貴重品を含む。）等の盗難、破損事故及び人身事故については、その原因のいかんを問わず一切の責任を負いません。

2 天変地異、関係各省庁からの指導、その他当方の責に帰さない事由により利用を中止した場合、その損害について一切の責任を負いません。

3 建造物、設備、什器、貸出備品等を毀損又は紛失した場合、その損害に対し全額賠償請求します。

4 当該施設利用に伴う人身事故、展示品等の盗難、破損事故など全ての事故については、当方に重大な過失がない限り、一切の責任を負いません。

第4条（安全管理）

1 利用中は、利用者の責任の下に防災、防犯等の安全管理を行ってください。

2 利用者は来場者等の安全の為、非常時に備え非常口、防災設備の位置や利用方法等をあらかじめ熟知してください。

3 防災上必要と判断した場合は、利用中であっても、機材等の移動をお願いします。

4 危険物の持込みは一切できません。

第5条（荷物の搬入出及び預かりについて）

- 1 荷物の運搬，搬入搬出並びに保管中の盗難，破損及び汚損については，一切関知しません。
- 2 荷物の事前搬入及び利用中のお預かりはできません。

第6条（利用後の原状回復）

- 1 会場内外の建造物，設備，貸出備品等を毀損，紛失又は汚損させ，原状回復に実費や工数が掛かる場合は，実費にて請求いたします。
- 2 利用終了に当たり，発生したごみ等は全てお持ち帰りいただき，原則利用前の状態まで原状回復してください。

第7条（遺失物の扱い）

施設内での遺失物は利用日から1か月保管した後，処分いたします。

第8条（規約の変更）

規約の内容は，予告なく変更することがあります。その際には利用者等にお知らせする努力を行います。

（附則）本規約は平成29年6月1日より実施するものとします。